

新型コロナウイルス感染拡大防止のための今後の協力要請について

(5月15日から5月31日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言について、令和2年5月14日に実施区域から山梨県が解除されたことを受け、同日をもって、本県において実施してきた緊急事態措置を終了いたします。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染が依然として散発的に確認されるなど、引き続き、感染の拡大防止を図る必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、**5月15日から5月31日までの間、次に掲げる感染拡大防止対策への協力を要請**いたします。

なお、今回の協力要請の期間や内容については、今後の県内の感染状況等により変更する場合があります。

感染の拡大防止に向け、全ての県民の皆様、全ての施設・事業者等の皆様に、特段の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年5月14日

山梨県知事 長崎 幸太郎

その他適切な感染防止対策の徹底の協力を要請する施設

施設の種類	内訳	「適切な感染防止対策」に加えて特に協力要請を行う内容等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ等	<ul style="list-style-type: none">・家にいることが可能な保護者等に登園や利用の自粛を要請・必要な保育等を確保した上で、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請